

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：川崎市南部身体障害者福祉会館	種別：生活介護
代表者氏名：館長 貞岡 拓也	定員（利用人数）：20 名
所在地：川崎市川崎区大島1-8-6	
TEL：044（244）3971	ホームページ：www.kfj.or.jp/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成5年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	
職員数	常勤職員： 10名 非常勤職員 4名
専門職員	(管理者) 1名 (医師) 1名
	(生活支援員) 7名 (栄養士)兼務 2名
	(看護師) 1名 (事務員) 2名
施設・設備の概要	(居室数) (設備等)

③理念・基本方針

「基本理念」として下記の4項目を掲げている。
 1.充実したサービスの提供 2.地域に根ざした施設運営 3.職員の資質、能力向上。
 4.法人の体制の整備

施設の「方針」として下記を事業計画に明記し職員に周知している。
 障害者が日常生活または社会生活を営むための支援は全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるべきものであるという理念に基づき、利用者一人ひとりが「自助」「互助・共助」「公助」の連携により住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいのある暮らしができるように、利用者の意思決定を尊重した支援を行いながら、生活介護の障害福祉サービス事業を実施する。

④施設・事業所の特徴的な取組

南部身体障害者福祉会館は、川崎市社会福祉事業団が平成5年4月に川崎市から受託し施設運営を開始し、会館事業(定員100名)と生活介護事業(定員20名)を運営し今日に至っている。会館事業は、地域の障害者や福祉関係者が行う会議や研修のための会議室の提供、地域福祉活動を進めるための手話や点字の講習会の開催、ボランティア育成、障害者のための相談事業等を行っている。

生活介護事業は、創作活動等の日中活動を通して、障害者福祉の向上を目指している。創作活動では、30年の伝統をもつパッチワーク風マットやステンシル染めデザイン布袋などの自主製品を製作し、地域の各種イベント会場や販売会で利用者が販売し地域の人達との交流を図っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年9月24日（契約日）～ 2020年3月16日（評価結果確定日）
--------	---

受審回数（前回の受審時期）	2回（平成26年度）
---------------	------------

⑥総評

◇特に評価の高い点

①利用者のストレングス(強み)を活かした個別支援計画を策定している。

職員は、個々の利用者のストレングス一覧を作成し、利用者の強みを活かした個別支援計画を策定している。利用者一人ひとりの日常生活を注意深く観察し、「自分の仕事に一生懸命取り組む」「真面目で手抜きをしない」など利用者の強みを10も20も観察し一覧表にまとめている。職員は、利用者・家族と話し合い、利用者の強みを生かした個別支援計画の目標を決定している。個別支援計画の目標を記載した「ニーズ一覧表」を作成し、職員は日々の利用者支援でニーズ一覧を用いてストレングスに配慮した支援が実践できていることを確認している。

②利用者の社会参加を積極的に支援している。

パッチワーク風マットやステンシル染デザイン布袋等の自主製品を各地の販売会やイベント会場で利用者自らが販売し地域の人達との交流を図っている。毎年定例の南身館フェスティバルや川崎市手をつなぐフェスティバルなど多数の地域のイベントに積極的に参加している。外出レクリエーションの一環としてホテル昼食会や浅草見物、土・日を利用したコンビニ買物など利用者の社会参加を推進している。地域の障害者相談支援センターと連携し、利用者が地域における社会資源を活用し地域の人達と交流し活動範囲が広がるように支援している。

③利用者の障害特性に配慮し、利用者の主体性を尊重した支援に努めている。

一人ひとりの心身の状況や生活習慣を理解することで、職員は利用者により身近に感じ、よりよい支援につなげている。利用者が自力で行う生活上の行為はできるだけ本人にやってもらうようにしている。運びやすいようにかごを準備することで、後片付けを利用者自身ができるようにしている。日常生活に置く利用者一人ひとりの係を決めている。利用者は、テーブル拭き係やコップ洗いの係、連絡帳の配付係、ゴミ出しの係などを担当している。利用者はそれぞれが役割意識を持ち、共同生活の中でお互いに協力し合うことの大切さを学んでいる。

◇改善を求められる点

①利用者の権利意識の強化の支援が期待される。

虐待防止マニュアルを整備し人権研修を実施し、職員は定期的に人権擁護に関するセルフチェックを行い人権意識の強化に努めている。加えて、利用者の権利意識の強化につながる支援を行い、利用者への権利侵害防止の一層の強化につながる取り組みが期待される。

②利用者・家族に分かりやすい存在としての第三者委員体制の工夫が望まれる。

重要事項説明書に苦情対応・相談の窓口について掲載し、第三者委員会の存在について明記しているが、第三者委員が利用者・家族に分かりやすい存在として、気軽に相談できる利用者・家族に分かりやすい仕組みの検討が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

細かく見て頂き、今後の振り返りに参考にします。
各帳票、マニュアル等の準備に関して、事前にお知らせいただくと良いかと思えます。また、質問内容に関しても準備している資料に目を通していただくと、ヒアリングも効率的かと思いました。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり